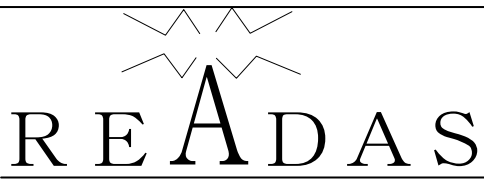


第 4305 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 8月17日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人契約のがん保険(終身保障タイプ)

**Q**：法人で終身保障タイプのがん保険に入ろうと思っています。保険料の取扱いはどのようにになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

法人契約で加入する終身保障タイプのがん保険の保険料は、次のように取り扱われます。

①保険期間が終身で、保険料の払込期間が終身のもの

保険料の払込の都度損金に算入します。

②保険期間が終身で、保険料の払込期間が有期のもの

保険料計算上の満期到達時年齢を105歳と想定し、払込保険料を損金算入部分と積立保険料部分とに区分して計上します。

なお、保険料の払込期間が満了した場合は、満了までの積立保険料の累積額を「105歳と払込満了時年齢との差」で除した金額を取り崩して、損金に算入します。

### 【支払時】

$\text{払込保険料} \times \text{保険料払込期間(年数)} \div (105 - \text{加入時年齢}) = \text{損金算入額(A)}$

$\text{払込保険料} - (A) = \text{積立保険料(資産計上)}$

### 【払込満了後取崩時】

$\text{累積払込保険料} \times 1 \div (105 - \text{払込満了時年齢}) = \text{損金算入額(年額)}$

(注)払込満了時が事業年度の中途の場合は、月数あん分して計上します。

